

原告 戸田久和
被告 門真市
上代表者 市長 東潤

門真市公益法人役員情報隠し事件 (2003年7月24日提訴)
国賠訴訟；地裁 第4準備書面

第3準備書面での「幹事」を「監事」に訂正する

2004(平成16)年1月15日

大阪地方裁判所 第7民事部 合議3係 御中

原告 戸田久和 印

●先に1月13日に提出した「原告第3準備書面」の文中で「幹事」と記載している以下の5箇所の部分を「監事」に訂正する。

第3準備書面の2ページの下から1行目、3行目、9行目、11行目
(「第2；」の2と3の部分)、

4ページの上から17行目(「第4；」の3の部分)

◇なお、当方が「1月14日夕方までに提出する」としていた「証拠資料リスト4」については、当方の体調不良のために作成が遅れたが、この第4準備書面と併せて、本日1月15日の夜間受付に提出したところである。

以上。